

令和7年度「おいしい讃岐」開発プロジェクト委託業務 仕様書（案）

1 目的

香川県が運営する「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」に登録する農林漁業者及び食品加工事業者等を対象とした産地商談会の開催及び、外部アドバイザーによる助言などを通じてマッチングを図り、農林漁業者と食品加工事業者等が連携して、香川県産の農林水産物を主な原材料に使ったバリエーション豊かな加工食品の開発に資する。

2 委託者

香川県

3 委託業務の内容

（1）かがわ農商工連携ビジネスネットワークの登録者との連携体制構築

受託者は、県が運営する「かがわ農商工連携マッチングサイト」に登録する農林漁業者及び食品加工事業者等との連携体制を構築し、効果的な業務を行うこと。

（2）産地商談会の開催

受託者は、「かがわ農商工連携マッチングサイト」に登録する食品加工事業者等を対象に、同サイトに登録する農林漁業者の生産現場を訪問するツアー及び、これら農林漁業者及び食品加工事業者等を対象とした商談会を1回以上開催すること。

（3）アドバイザーの選任

農林漁業及び食品加工等に精通し、農林漁業者及び食品加工事業者等に助言ができるアドバイザーを1名以上、選任すること。

（4）アドバイザーによる研修及び助言

産地商談会前に、商談会に参加する農林漁業者に対し、商談に必要なFCPシートの作成などアドバイザーによる事前研修を行うこと。

また、産地商談会に同席して、生産者及び食品加工事業者等に対して、助言を行うこと。

（5）広報及び進捗状況のPR

受託者は、産地商談会等を各種広報媒体でPRするとともに、マッチングの支援状況に応じて、試作品の広報や新商品発表会の開催を行うこと。

（6）業務完了報告書

受託者は、（1）～（5）の業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

5 業務の運営管理

受託者は、委託者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の

推進に必要な打合せ会議等を行うものとする。

6 その他

- (1) 本業務で制作したデザインデータ等の成果物の著作権は、委託者には帰属しないこととするが、受託者は、実績の周知など自らの業務に必要な範囲において、この業務の成果物を随時利用できるものとする。
- (2) 成果物作成にあたっての権利等について
 - イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ハ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず決して第三者に漏らしてはならない。
- (5) 経理等を含む関係書類は、本業務の請負契約履行後5年間保管しなければならない。
- (6) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、対応する。
- (8) この業務の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議すること